

共通仕様書

(建設関連業務)

[流量観測業務]

令和3年10月以降

宮城県土木部

(表 紙 裏 面)

流量観測業務共通仕様書

目 次

第1章 総 則	1
第101条 適用.....	1
第102条 用語の定義.....	1
第103条 業務の着手.....	3
第104条 調査地点の確認.....	3
第105条 設計図書の支給及び点検	3
第106条 調査職員	3
第107条 管理技術者.....	4
第108条 担当技術者.....	4
第109条 提出書類	4
第110条 打合せ等.....	5
第111条 業務計画書	5
第112条 資料等の貸与及び返却	6
第113条 関係官公庁への手続き等.....	6
第114条 地元関係者との交渉等	6
第115条 土地への立入り等	7
第116条 成果品の提出.....	7
第117条 関係法令及び条例の遵守.....	8
第118条 検査.....	8
第119条 修補.....	8
第120条 条件変更等.....	8
第121条 契約変更	9
第122条 履行期間の変更.....	9
第123条 一時中止	9
第124条 発注者の賠償責任	10
第125条 受注者の賠償責任等.....	10
第126条 部分使用	10
第127条 再委託.....	10
第128条 成果品の使用等.....	11
第129条 守秘義務	11
第130条 個人情報の取扱い	12
第131条 安全等の確保	12
第132条 臨機の措置.....	14
第133条 履行報告	14

第 134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更	14
第 2 章 流量観測	15
第 1 節 作業基準等	15
第 201 条 作業基準	15
第 202 条 精度管理	15
第 2 節 低水流量観測	15
第 203 条 観測の範囲	15
第 204 条 観測の実施	15
第 3 節 高水流量観測	15
第 205 条 観測の範囲	15
第 206 条 観測の実施	15
第 207 条 指示事項及び連絡事項の定義	15
第 4 節 観測結果	16
第 208 条 成果品	16

第1章 総 則

第101条 適用

- 1 共通仕様書（建設関連業務）〔流量観測業務〕（以下「共通仕様書」という。）は、宮城県土木部の発注する流量観測業務等に類する業務（以下「流量観測業務」という。）に係る設計業務等契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、共通仕様書または指示や協議等の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 設計業務、測量業務及び地質・土質調査業務に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、宮城県知事若しくはその委任を受けた者をいう。
- 2 「受注者」とは、流量観測業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。または、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、契約書第9条に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- 4 「検査職員」とは、流量観測業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 7 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 8 「契約書」とは、別冊「設計業務等委託契約書」をいう。
- 9 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。
- 10 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 11 「共通仕様書」とは、各流量観測業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をい

う。

- 12 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該流量観測業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。
- 13 「数量総括表」とは、流量観測業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 14 「現場説明書」とは、流量観測業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該流量観測業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 15 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 16 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更または追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 17 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、流量観測業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 18 「請求」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 19 「通知」とは、発注者または調査職員が受注者に対し、または受注者が発注者若しくは調査職員に対し、流量観測業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、流量観測業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 22 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た流量観測業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 26 「提出」とは、受注者が調査職員に対し流量観測業務に係わる事項について書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 19 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 28 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- 29 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

30 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。

ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

31 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が流量観測業務の完了を確認することをいう。

32 「打合せ」とは、流量観測業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

33 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

34 「協力者」とは、受注者が流量観測業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

35 「使用人等」とは、協力者またはその代理に若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

36 「立会」とは、設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。

第 103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 10 日以内に流量観測業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が流量観測業務の実施のために調査職員との打合せを行うことをいう。

第 104 条 調査地点の確認

受注者は、業務着手にあたり、調査地点において量水計や調査時の基準となる見通し杭など現場状況を確認し、その結果を調査職員に報告すること。また、量水計の標高に関する資料等の借用等について、調査職員の承諾を得なければならない。

第 105 条 設計図書の支給及び点検

1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面または詳細図面等を追加支給するものとする。

第 106 条 調査職員

1 発注者は、流量観測業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務

を行うものとする。

- 3 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
- 4 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、調査職員が受注者に対し口頭による指示を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第 107 条 管理技術者

- 1 受注者は、流量観測業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、流量観測業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、契約書第 10 条第 2 項に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある流量観測業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第 108 条 担当技術者

- 1 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする（管理技術者と兼務するものを除く）。なお、担当技術者が複数にわたる場合は 3 名までとする。
- 2 流量観測における担当技術者は、測量法に基づく測量士または測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 109 条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受注者は、契約時または変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

なお、受注者は、契約時において、競争入札により調達される建設コンサルタント業務の調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。ただし、変更時と完了時の間が、休日等を除き15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第110条 打合せ等

1 流量観測業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2 流量観測業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

4 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第111条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針

- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) 使用機械の種類，名称，性能（一覧表とする。）
- (10) その他

- 3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 調査職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 112 条 資料等の貸与及び返却

- 1 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに調査職員に返却するものとする。
- 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第 113 条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、流量観測業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、流量観測業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第 114 条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者または調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、流量観測業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係

者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

- 4 受注者は、流量観測業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 115 条 土地への立入り等

- 1 受注者は、屋外で行う流量観測業務を実施するため国有地、公有地または私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち流量観測業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、流量観測業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。
なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 116 条 成果品の提出

- 1 受注者は、流量観測業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、または調査職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。
- 4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和 2 年 3 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」に特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【業務編】

(国土交通省・令和2年3月)」に基づくものとする。

- 5 その他、特に定めが無い場合については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

第 117 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、流量観測業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 118 条 検査

- 1 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、流量観測業務の検査に先立って受注者に対して前もって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 流量観測業務成果品の検査
 - (2) 流量観測業務管理状況の検査流量観測業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】(国土交通省・令和2年3月)」に基づくものとする。

第 119 条 修補

- 1 受注者は、修補を速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 120 条 条件変更等

- 1 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び 21 条の規定に基づく流量観測業務内容の変更または設計図書の訂正(以下「流量観測業務の変更」という。)の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を調査職員に報告し、その確認を求めなければならない。

ない。

なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。

- (1) 第 115 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合
- (2) 天災その他の不可抗力による損害
- (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第 121 条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、流量観測業務契約の変更を行うものとする。
 - (1) 流量観測業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、流量観測業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 120 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 流量観測業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者または調査職員と受注者との協議で決定された事項

第 122 条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して流量観測業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び流量観測業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長目数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 123 条 一時中止

- 1 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、流量観測業務の全部または一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等という。」）による流量観測業務の中断については、第 132 条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、流量観測業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により流量観測業務の続行が不相当または不可能となった場合
 - (4) 天災等により流量観測業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、または調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には流量観測業務の全部または一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、受注者は流量観測業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。

第 124 条 発注者の賠償責任

- 1 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 125 条 受注者の賠償責任等

- 1 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - (2) 契約書第 44 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 126 条 部分使用

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 127 条 再委託

- 1 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 流量観測業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 現地での流量観測の計測

2 受注者は、交通警備及び備車等を実施する場合には契約を締結し、契約の相手方に対し適切な指導、管理を行わなければならない。

なお、契約にあたっては発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

4 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

5 受注者は、流量観測業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託者に対し適切な指導、管理のもとに流量観測業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止期間中であってはならない。

第128条 成果品の使用等

1 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独でまたは他の者と共同で、成果品を発表することができる。

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている流量観測方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第129条 守秘義務

1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、または譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。

5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

6 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ、またそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 130 条 個人情報の取扱い

発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

- 1 個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。
- 2 受注者は、本業務により取得した個人情報（発注者から貸与を受けた個人情報を含む、以下「取得個人情報等」という）をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
- 3 受注者は、本業務を実施するための取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、または提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
- 5 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、または複製してはならない。
- 6 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託してはならない。
- 7 受注者は、取得個人情報等の漏洩、滅失またはき損等の事案発生またはおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- 8 受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複写物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が廃棄または消去を指示したときは当該指示に従うものとする。
- 9 受注者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また発注者は、受注者における取得個人情報等の管理状況について随時、受注者に対して取得個人情報等の取り扱いについて報告を求め、または調査することができるものとする。

第 131 条 安全等の確保

- 1 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、流量観測業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

- 4 受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施に際しては、流量観測業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 21 年 3 月 31 日）を参考にして常に流量観測の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達平成 5 年 1 月 12 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
 - (4) 受注者は、流量観測業務現場に別途調査及び流量観測業務または工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (5) 受注者は、流量観測業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
 - (6) 屋外で行う流量観測業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。
なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (7) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (8) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (9) 受注者は、流量観測業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 - (10) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき、屋外で行う流量観測業務等に伴う騒音振動の発生を抑制し、生活環境の保全を図らなければならない。
- 5 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、屋外で行う流量観測業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、津波、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う流量観測業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- 9 受注者は、流量観測が完了したときには、残材、廃材、木くず等を撤去するとともに、一日の現場終業時に現場を清掃しなければならない。

第 132 条 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。
- 2 調査職員は、天災等に伴い、成果品の品質または工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、または多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 133 条 履行報告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

第 134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第2章 流量観測

第1節 作業基準等

第201条 作業基準

流量観測は、「河川砂防技術基準（調査編）」（国土交通省）、「水文観測」（国土交通省河川局監修、独立行政法人土木研究所編著）のほか、特記仕様書（河川課作成）による各基準・指針等を遵守し実施するものとする。

第202条 精度管理

受注者は、精度管理図を作成し、常に精度向上に努めなければならない。

第2節 低水流量観測

第203条 観測の範囲

原則として、流速計で観測可能な流量規模とする。

第204条 観測の実施

観測の実施、観測に使用する機器等については、第201条の各基準等及び特記仕様書により行うものとする。

第3節 高水流量観測

第205条 観測の範囲

原則として浮子観測による流量規模とする。

第206条 観測の実施

観測の実施、観測に使用する機器等については、第201条の各基準等及び特記仕様書により行うものとする。

第207条 指示事項及び連絡事項の定義

- 1 流量観測にあたっての調査職員の指示事項及び指示事項に対する受注者の連絡事項については、下記のほか、特記仕様書に記載した事項とする。
- 2 指示事項とは、下記のとおりとする。
 - (1) 待機指示とは、台風、豪雨等による河川の増水の場合、または増水が予想される場合において、観測に必要な人員を受注者の基地に集合するよう指示したことをいう。
 - (2) 現地出動指示とは、流量観測実施のために現地（観測地点）に出動するよう指示したことをいう。

- (3) 待機解除指示とは、受注者の基地での待機を解除するよう指示したことをいう。
 - (4) 最終観測時刻指示とは、現地（観測地点）における最終の観測時刻を指示したことをいう。
 - (5) 観測指示とは、現地（観測地点）における指示した水位の流量観測作業を実施するよう指示したことをいう。
- 3 連絡事項とは下記のとおりとする。
- (1) 準備完了連絡とは、待機指示に対して観測に必要な人員が集合したことを、調査職員に連絡することをいう
 - (2) 観測完了連絡とは、観測指示に対して観測が完了したことを、調査職員に連絡することをいう。

第4節 観測結果

第208条 成果品

受注者は、以下に記載した成果品のほか、特記仕様書に記載した成果品について第116条の規定に基づき納品するものとする。